資料３

第３次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画（仮称）　全体図（案）

基本的な考え方

(1) 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます。
(2) 被害者の安全の確保を第一に、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実を図ります。
(3) 被害者の安全の確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます。
(4) 被害者の状況や意思に応じた総合的、継続的な支援に努め、被害者の自立を支援します。
(5) 関係機関、団体の相互の連携協力を促進し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援のための切れ目のない支援に向けたネットワークの***充実***に努めます。
(6) 被害者が安心して支援を受けることができるよう職務関係者の研修や啓発に努めるとともに加害者更生の調査研究***の促進***に努めます。
(7) 被害者からの苦情に対しては、二次被害が生じることのないよう適切に対応します。

暴力のない男女平等参画社会の実現

目標	基本的方向		施策の方向		取組（新規等）
１　男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	１　配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	(1)　配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	ⅰ 男女平等参画を阻害する暴力の根絶に向けた啓発 ⅱ 配偶者暴力についての認識の一層の浸透 ⅲ 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発 ⅳ 児童虐待との関わりについての啓発 ⅴ 外国人や障がい者への啓発		
		(2)　若年層に対する予防啓発の推進	ⅰ 人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育の推進 ***ⅱ 若年層への効果的な啓発の推進***		***○学校関係者等を対象とした研修会の開催による配偶者暴力や交際相手からの暴力に関する理解促進*** ***○学校における予防教育の推進*** ***○学校教育関係者との連携による学習教材等の作成*** *○学校教育関係者との連携による****交際相手からの暴力に関する効果的な啓発***
２　被害者の発見や相談体制の充実	２　被害者の早期発見	(1)　通報による早期発見	①　一般からの通報	ⅰ 通報の意義についての啓発 ⅱ 関係機関への通報の啓発	
			②　医師その他の医療関係者からの通報	ⅰ 医療関係者への啓発 ⅱ 被害者保護に向けた連携	
			③　福祉関係者からの通報		
		(2)　通報等への適切な対応	①　配偶者暴力相談支援センター	ⅰ 被害者の安全確保	***○高齢者虐待・障がい者虐待に係る市町村への通報と連携***
			②　警察	ⅰ 被害の防止	
	３　相談体制の充実		①　配偶者暴力相談支援センター	ⅰ ***道立女性相談援助センター***の相談機能の強化 ⅱ 関係機関との全道的ネットワークの***充実***による相談体制の整備 ⅲ 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの***充実による相談対応の推進*** ⅳ 被害者の人権に配慮した相談対応の推進 ⅴ 配偶者暴力から子どもを守る相談体制の整備	
			②　警察	ⅰ 相談体制の充実と関係機関との連携	***○必要に応じた被害者への被害届出の働きかけ***
			③　市町村との連携	ⅰ 市町村の相談窓口との連携と支援	
			④　その他の関係機関との連携	ⅰ 全道的な相談機関のネットワークの***充実*** ⅱ 多様な相談体制の整備 ⅲ 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの***充実***	
３　被害者の適切な保護	４　保護体制の充実	(1)　一時保護	①　道立女性相談援助センター（婦人相談所）	ⅰ 受入れ態勢の充実 ⅱ 関係機関との緊密な連携	***○教育関係機関の協力による同伴する子どもの教育機会の確保*** ***○女性相談援助センターのバリアフリー化の充実***
			②　被害者の一時保護を委託する施設	ⅰ 全道的な一時保護体制の充実	***○社会福祉施設等への委託による男性被害者の一時保護等の実施***
		(2)　保護命令制度の利用		ⅰ 保護命令制度についての周知 ⅱ 保護命令についての適切な助言と支援	
４　被害者の自立の支援	５　自立支援			ⅰ 総合的な支援体制の整備 ⅱ 就業の促進 ⅲ 住宅の確保 ⅳ 援護制度の活用 ⅴ 健康保険に関する適切な情報提供 ⅵ 国民年金に関する適切な情報提供 ⅶ 同居する子どもの就学等 ⅷ 住民基本台帳の閲覧等の制限 ⅸ その他	***○生活困窮者自立支援制度の活用に係る実施機関等の情報提供*** ***○学校における被害者の子どもの受入れ等に関する対応マニュアルの作成*** ***○住民基本台帳の閲覧制限等の被害者情報について加害者等への提供がないよう市町村に対する周知徹底***
５　関係機関、団体の相互の連携協力	６　民間団体との連携			ⅰ 民間シェルター、母子生活支援施設との連携の充実	
	７　市町村、関係機関、団体等との連携協力			ⅰ ***全道的ネットワークを活用した配偶者からの暴力防止支援の充実*** ⅱ ***地域ネットワークを活用した具体的な問題解決の推進*** ⅲ 市町村基本計画に対する支援	***○連絡会議等における事例の随時検討と適切な団体構成***
６　職務関係者の研修、人材育成等の充実	８　職務関係者の研修、人材育成			ⅰ 専門性を高める研修の推進 ⅱ 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進 ⅲ 相談担当職員に対する配慮	
	９　加害者更生に関する調査研究等の促進			ⅰ 加害者更生の研究***促進に係る国への要請及び情報収集***	
７　苦情への適切な対応	１０　苦情処理			ⅰ 苦情への迅速かつ適切な対応の推進	